

事務連絡
平成27年2月2日

各位

瑞穂市 総務部 管財情報課長

平成27年4月1日からの入札・見積金額の内訳書の取扱いについて

瑞穂市では公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、公共工事について、平成27年4月1日以降、金額にかかわらず入札・見積に付すすべての公共工事について内訳書の提出、また内訳書について以下(1)～(9)のとおり取扱いますので、すべての要件に合致するよう作成してください。

- (1) 工事費内訳書には提出者名又は会社名、工事案件名を記載すること。
- (2) 工事費内訳書のファイル名は「仕様書番号 工事案件名 (会社名)」とすること。
- (3) 入札・見積書の金額と工事費内訳書の工事価格合計(税抜)は、一致させること。
- (4) 値引きがある場合は、工事価格の端数処理のみとすること。
- (5) 工事費内訳書は、入札書・見積書とともに電子入札システムにより提出すること。
- (6) 紙入札方式の場合は、入札書・見積書とともに封筒に入れ、封印・封緘して提出すること。
- (7) 工事費内訳書は返却しません。
- (8) 再度入札・再度見積については、内訳書の再提出は求めません。
- (9) 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札・見積及び契約上の権利義務を生じるものではありません。

内訳書の内容に不備等(提出者名の誤記、工事案件名の誤記、入札・見積金額と内訳書の総額の著しい相違等)がある場合には、当該内訳書を提出した者の入札・見積を無効とすることがあります。